

後期基本計画の策定にあたって

I 後期基本計画の策定

I-1	計画策定の趣旨	2
I-2	計画の構成と期間	3
I-3	計画の位置づけ	4
I-4	計画の考え方	5
I-5	計画の進捗管理	5

II 習志野市の概況

II-1	習志野市の沿革と概況	6
II-2	人口概況と将来推計	8
II-3	財政概況	16

III まちづくりについての「市民の声」

III-1	市民意識調査・大学生意識調査結果の概要	19
III-2	市民意見交換会の概要	23

IV 前期基本計画およびまち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題

IV-1	前期基本計画の実績と課題	27
IV-2	まち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題	31

V まちづくりの課題

V-1	市政を取り巻く社会動向	35
V-2	本市のこれからのまちづくりの課題	38

I

後期基本計画の策定

I-1 計画策定の趣旨

習志野市では、市制施行60周年を迎えた平成26(2014)年、本市の今後12年間にわたる長期的な市政指針である「習志野市基本構想」をスタートしました。基本構想では、本市の目指すべき姿として「将来都市像」を掲げるとともに、将来都市像を実現するための取り組みとして、「3つの目標」および、さらに事業の円滑な推進・実施を図るため、自立的都市経営の推進として「3つの重点プロジェクト」を設定しました。

将来都市像 未来のために ~みんながやさしさでつながるまち~ 習志野

将来都市像を実現するための3つの目標

支え合い・活気あふれる「健康なまち」

誰もが健康を維持できる
保健・医療・福祉の充実

にぎわいと活力を創出する
地域経済・産業の振興

安全・安心「快適なまち」

ともに安心を築く
危機管理・安全対策の推進

暮らしを支える
都市基盤の整備

自然と調和する
環境づくりの推進

育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

子どもが健やかに育つ
環境の整備

未来をひらく
教育の推進

生涯にわたる
学びの推進

互いを認め合い
尊重し合う社会の推進

自立的都市経営の推進

公共施設の再生

財政健全化

協働型社会の構築

3つの重点プロジェクト

また、この基本構想の策定とともに、具体的な施策を表す計画として、平成26(2014)年度から令和元(2019)年度の6年間を計画期間とする「前期基本計画」を策定し、さらには施策を実現するための3年間ごとの事業計画を示す「前期第1次実施計画」および「前期第2次実施計画」を策定しました。

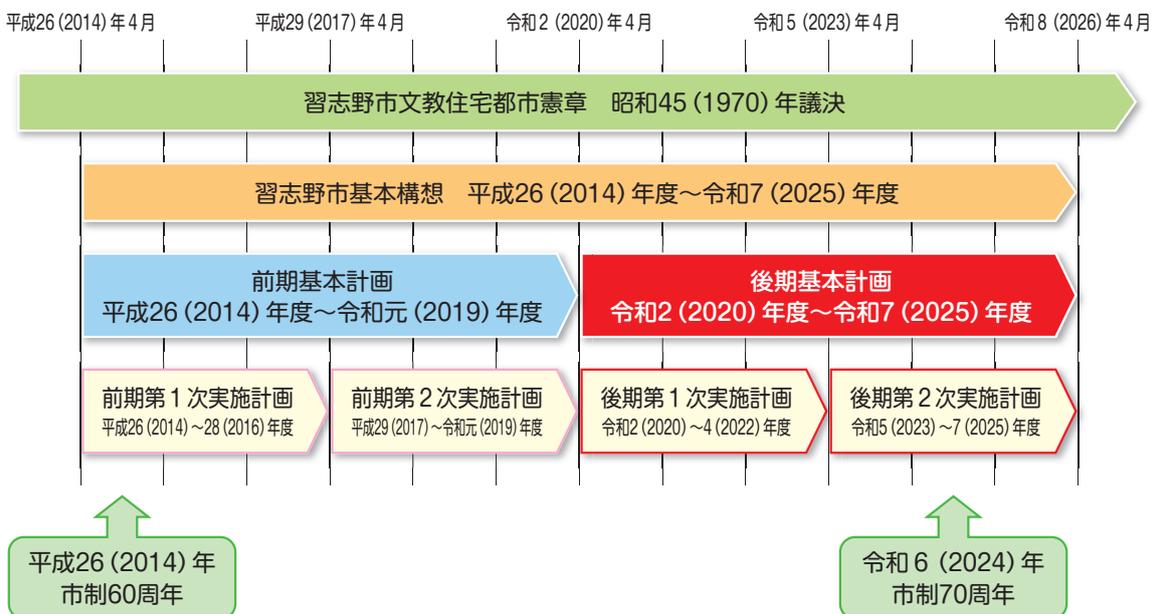
そして、平成27(2015)年10月には、我が国が直面する人口減少社会において、本市もまたその課題を克服し、将来にわたり、自立的な都市経営を推進するため、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間を計画期間とする「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定するとともに、その具体的な実施事業を示す「第1次アクションプラン」および「第2次アクションプラン」を策定しました。

このたび、令和元年度の到来を見据え、**令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間を計画期間とする「習志野市後期基本計画」**を策定しました。

I-2 計画の構成と期間

本市の計画体系は、まちづくりの基本理念である「文教住宅都市憲章」を頂点として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

現在の基本構想は、平成26(2014)年度から令和7(2025)年度までの12年間を計画期間とし、前期基本計画は平成26(2014)年度から令和元(2019)年度、後期基本計画は、令和2(2020)年度から令和7(2025)年度の各6年間を計画期間としています。また、社会経済情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応するため、前期、後期のそれぞれ3年間ごとに実施計画を策定しています。



I-3 計画の位置づけ

後期基本計画は、文教住宅都市憲章、基本構想に基づく計画であり、本市が所管する行政計画の最上位に位置づけられるものです。各分野における個別計画は、本計画に示された施策との整合性に配慮し、策定しています。

		個別計画		
文教住宅都市憲章（昭和45（1970）年度） 基本構想（平成26（2014）年度～令和7（2025）年度） 後期基本計画（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度） 後期第1次・第2次実施計画（3年ごと）	第1章	第1節 医療・福祉	健康なまち習志野計画 光り輝く高齢者未来計画2018 第5期障がい者基本計画 第4期障がい福祉計画	第2期地域福祉計画 国民健康保険データヘルス計画 第1期障がい児福祉計画
		第2節 産業・シティセールス	産業振興計画 人・農地プラン 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	創業支援等事業計画 農業振興地域整備計画 シティセールスコンセプトBOOK 2nd
	第2章	第1節 危機管理・安全安心	危機管理指針 国民保護計画 防災行政無線デジタル化整備計画 消防施設の整備方針 消防車両等整備計画 安全で安心なまちづくり基本計画	地域防災計画 緊急事態対処計画 救急業務高度化推進計画 市民主導型救急救命講習実施計画 自転車交通環境整備計画
		第2節 都市整備・ガス・水道	都市マスタープラン 市営住宅等長寿命化計画（改定版） バリアフリー移動等円滑化特定事業計画 ガス事業経営戦略 下水道事業計画	住生活基本計画 橋梁長寿命化修繕計画 歩道橋長寿命化修繕計画 水道事業経営戦略 下水道事業経営戦略
		第3節 自然環境・生活環境	環境基本計画 緑の基本計画 芝園清掃工場長寿命化計画 し尿処理施設将来計画 生活環境保全計画	地球温暖化対策実行計画 一般廃棄物処理基本計画 クリーンセンター個別施設長寿命化計画 災害廃棄物処理計画
	第3章	第1節 子育て支援	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第3期計画）
		第2節 学校教育	教育振興基本計画 第2次学校施設再生計画	特別支援学級・通級指導教室整備計画
		第3節 社会教育	子どもの読書活動推進計画 スポーツ振興計画	生涯学習施設改修整備計画 文化振興計画
		第4節 男女共同・平和	第3次男女共同参画基本計画	
	重点プロジェクト 公共施設再生・財政健全化・協働型社会		公共施設等総合管理計画 第二次経営改革大綱 電子自治体推進指針 人材育成基本方針 市民協働基本方針	第2次公共建築物再生計画 第二次経営改革大綱実行計画 電子自治体推進計画 人材育成基本方針実行計画 定員管理計画

I-4 計画の考え方

後期基本計画は、次の考え方に基づくものとします。

- ①習志野市基本構想で掲げた将来都市像の実現を目指し、引き続き、3つの目標および3つの重点プロジェクトに基づく施策を示します。
- ②実効性のある計画とするため、成果指標を定め、達成状況の可視化を図ります。
- ③まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく地方版総合戦略として位置づけられる「まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」と一体的な計画とします。
- ④国際社会全体の開発目標として定められたSDGs^{※1}(持続可能な開発目標)の推進を踏まえた計画とします。
- ⑤本市を取り巻く社会経済情勢の的確な把握に努め、2040年問題など、少子高齢化のさらなる進展など、計画期間の先を見据えた計画とします。

I-5 計画の進捗管理

(1) 成果指標と実施計画

基本構想や基本計画で示した3つの目標の達成に向けた取り組みを進め、将来都市像を実現するためには、具体的な成果指標を掲げて、一つ一つの事業を着実に実行していくことが必要です。本計画は、より実効性のある計画とするため、目標の達成度を測る成果指標を施策ごとに設定し、各施策に基づく具体的な事業は、3年間ごとの「実施計画」に位置づけます。

成果指標を掲げることにより、目標を達成した施策は新たな目標を設定して、さらなる進展を目指し、目標を達成しなかった施策は、見直しを行います。

このように、社会経済情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応し、目標を達成するための適切な手法やコストを選択しつつ、常にその時節に合った事業を展開することで、目標の達成、すなわち基本構想の実現を目指します。

(2) 計画の進捗管理

計画の進捗管理に際しては、PDCAサイクルに従い、成果指標の達成度および事業の進捗度を検証し、成果指標を実現するための事業やコストの見直しを図る行政評価を用います。

また、長期計画の策定にかかる調査審議機関である「長期計画審議会」に毎年結果を報告し、意見を聴取するとともに、結果を公表していきます。

P (プラン：計画策定)

D (ドゥ：計画実施)

C (チェック：達成評価)

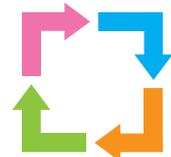
A (アクション：改善)

・どのような事業を展開するのか。

・事業は着実に実行できたか。

・事業を実施して、成果指標が達成できたか。

・事業の改善点は何か。



※1 SDGs 平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された“持続可能な開発目標”。「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、令和12(2030)年を期限とする17の目標と169のターゲットで構成されている。

Ⅱ

習志野市の概況

Ⅱ-1 習志野市の沿革と概況

(1) 習志野市の沿革 ～軍郷から文教住宅都市へ～

本市は、昭和29(1954)年8月1日、津田沼町を母体に、千葉県内で16番目に市制を施行し、人口30,204人、面積17.66km²を有する都市として誕生しました。

本市は、それまで軍郷として知られてきましたが、戦後、旧軍用地の転用が進み、大学などの教育施設や商工業施設、住宅街が形成され、文教住宅都市への転換が図られました。

その後、昭和40年代から50年代(1965年から1984年)にかけては、我が国の高度経済成長と首都圏の人口急増などを背景に、JR総武線の複々線化、2度の公有水面埋立による市域の拡大やそれらに伴う住宅団地開発が行われる中、学校・幼稚園や社会福祉施設などの公共施設の整備を実施する等、教育・福祉および文化の振興や住環境の保全などに力を注ぐとともに、昭和45(1970)年3月30日には、「習志野市文教住宅都市憲章」を制定しました。

昭和60(1985)年代以降は、JR京葉線の開業などによって、急速に市街化が進展し、住宅都市として発展する中で、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤に重点を置いた整備を進め、さらには習志野緑地の整備、谷津干潟のラムサール条約^{※2}への登録をはじめとする都市基盤の充実、環境の保全などに努めてきました。



※2 ラムサール条約 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地およびそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とした国際条約。イランのラムサールにおいて、昭和46(1971)年に締結された。湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系として捉え、幅広く保全・再生を呼びかけている。

(2) 土地利用状況 ～小さいながら高効率で居住環境の良好なまち～

本市は、市域面積20.97km²と県内自治体で、4番目に小さな面積となっています。

昭和30(1955)年代後半より、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきた中で、現在、本市は全域を都市計画区域に指定しており、市街化区域は18.62km²で市域の88.8%、市街化調整区域は2.35km²で市域の11.2%を占めています。

地理的特性 ～交通網が発達し利便性に優れたまち～

①都市に係る状況

本市は、東京湾に面した千葉県北西部に位置し、千葉市・船橋市・八千代市に隣接しています。

面積20.97km²、常住人口173,111人、人口密度8255.2人/km²であり、千葉県内で3番目に高い人口密度となっています(平成31(2019)年1月1日現在)。

東部から中部地区にかけては、騎兵旅団司令部があった大久保地区を中心に、明治から昭和にかけて発展し、人口が集中した地域でありました。戦後の軍解体に伴って生まれた、広大な跡地は大学や工業系企業などの敷地として活用されています。

中部地区には、最も古くから集落がある鷺沼・鷺沼台・藤崎地区をはじめ、JR総武線や京成線などの主要交通機関が集中する津田沼地区があり、昭和30(1955)年代まで海岸線があった国道14号沿いを南端に、本市の中核を担ってきた地域でもあります。

西部地区には、ラムサール条約に登録されている谷津干潟があります。また、東京湾岸は国道14号以南の埋立地域で構成されており、中でもJR京葉線以南である芝園、茜浜地区は、居住エリアとの明確な分断のための土地利用がなされており、工業・流通エリアとして、本市の産業地域となっています。

②交通に係る状況

本市は、主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5路線7駅が設置され、市内各地域も約2km圏内に駅が存在し、鉄道へのアクセスは大変優れています。

また、京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道14号・国道357号の国道など、数多くの道路が設置され、充実した交通網が形成されています。近年は、谷津船橋インターチェンジが平成25(2013)年に完成し、周辺地域は混雑緩和とともに利便性が向上しています。

この充実した交通網により、都心まで約30分、成田空港まで約40分と交通至便な地域となっています。

③地形に係る状況

本市の海拔平均は18mであり、台地、段丘斜面、谷戸地、海岸平野と、変化のある自然地形が形成されています。北部には下総台地、かつて旧海岸線があった国道14号沿いには海岸段丘の名残があるものの、全体としては、南部の現海岸線に向けて、緩やかな傾斜をなしています。

Ⅱ-2 人口概況と将来推計

(1) 人口概況 ～開発による人口増加 少子高齢化の確実な進行～

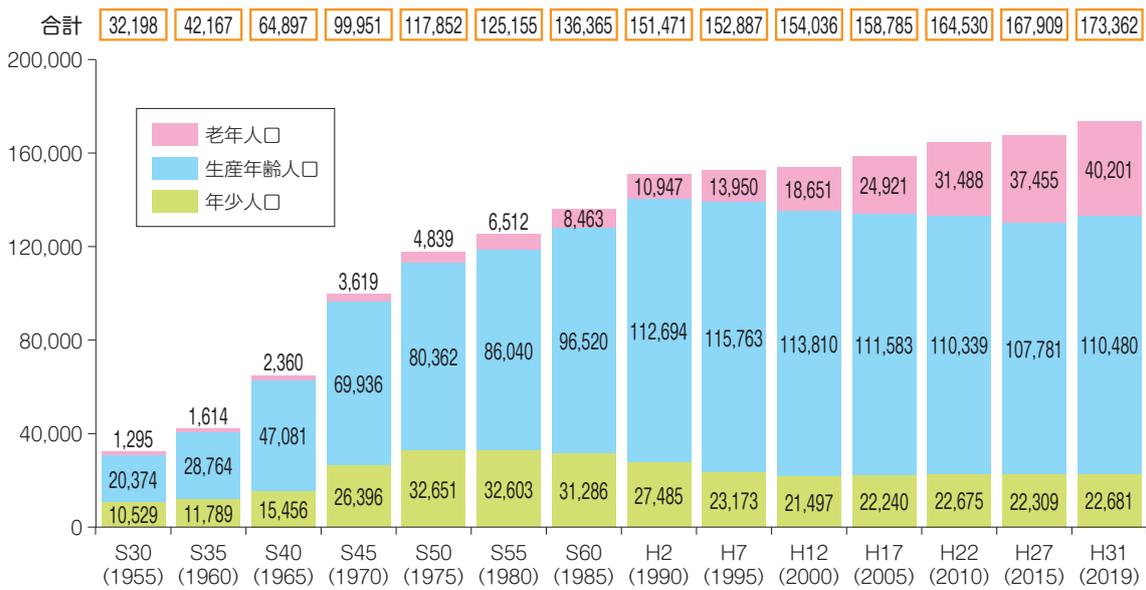
1) 総人口の推移

昭和29(1954)年8月1日に人口30,204人で市制を施行して以来、高度経済成長と首都圏の人口急増などを背景に、JR総武線の複々線化、2度の公有水面埋立による市域の拡大やそれに伴う住宅団地開発が行われる中で、本市は、教育・福祉および文化の振興や住環境の保全などに力を注ぐ、文教住宅都市として発展してきました。

平成31(2019)年3月末現在の住民基本台帳人口は、173,362人に達しており、市制施行後65年で5.7倍の増加となっています。平成22(2010)年から平成31(2019)年までの10年間は、約9,000人、5.4ポイントの増となっており、特に、土地区画整理事業^{※3}により、平成25(2013)年にまちびらきをした奏の杜地区は、約8,000人の増となっています。

このほか、東習志野地区の工場跡地における大規模開発や、一部土地区画整理事業が実施された谷津地区の増加も、人口増加に大きく影響しています。

総人口と人口状況の推移(単位:人)



※不詳者が含まれるため、文・表中の合計が一致しない場合があります。

※H31(2019)のみ3月末現在住民基本台帳人口

資料: 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

※3 土地区画整理事業 土地区画整理法によって、都市計画区域内の土地について、道路、公園などの公共施設の整備・改善および宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更および公共施設の新設又は変更に関する事業。

2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の5年ごとの推移を見てみると、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、市制施行以来、急激な増加を続け、平成7（1995）年に115,763人、人口構成比は、75.7%に達してピークを迎えた後、減少に転じました。その後、土地区画整理事業の実施など、開発による人口流入もあり、直近の平成31（2019）年3月末の住民基本台帳人口では、110,480人と若干増加していますが、人口構成比は、64.2%に低下しています。

年少人口（15歳未満）は、団塊ジュニア世代の誕生により、昭和50（1975）年には、32,651人と3万人を超え、人口構成比も27.7%とピークを迎えました。その後10年間は、3万人台を維持していましたが、以降は減少傾向が続き、平成2（1990）年には、人口構成比が20%を下回りました。平成17（2005）年には、30年ぶりに微増に転じ、平成31（2019）年3月末では、22,681人と、ここ10数年間は2万2千人台を維持していますが、人口構成比は13.1%に低下しています。

一方、老年人口（65歳以上）は、一貫して増加を続け、平成17（2005）年には、2万人を超え、人口構成比も15.7%に達し、年少人口を上回りました。平成22（2010）年には、3万人超、平成31（2019）年3月末には、40,201人と4万人を超え、人口構成比も23.3%に達して、過去最高値を更新しています。

平成31（2019）年4月1日の本市の人口状況（単位：人）

区 分		総数	男性	女性	
人 口	住民基本台帳人口	173,362	86,365	86,997	
	老年人口 (65歳以上)	後期高齢者(75歳以上)	20,466	8,463	12,003
		前期高齢者(65～74歳)	19,735	9,194	10,541
		高齢者総数	40,201	17,657	22,544
	生産年齢人口(15～64歳)	110,480	57,155	53,325	
年少人口(0～14歳)	22,681	11,553	11,128		

資料：習志野市住民基本台帳

3) コミュニティ別人口の推移

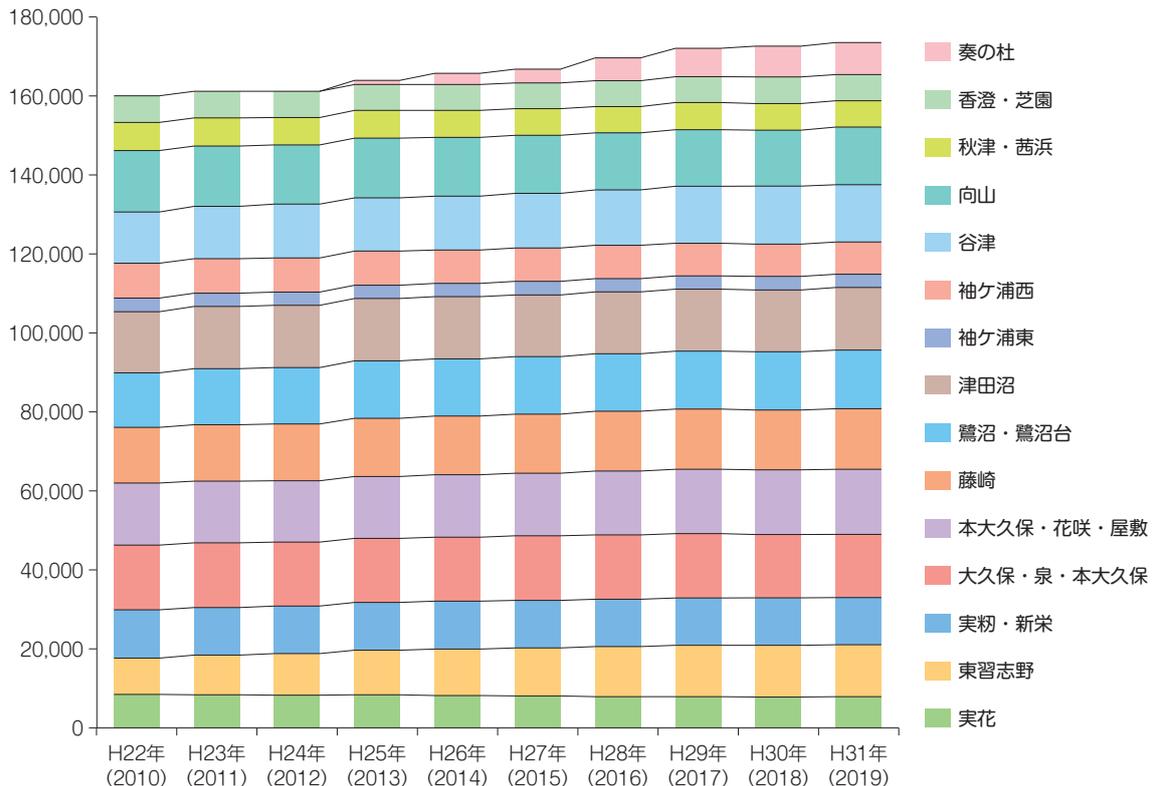
直近10年間の人口推移をコミュニティ別で見ると、人口が増加している主な地区は、奏の杜、東習志野、谷津、藤崎、鷺沼・鷺沼台、本大久保・花咲・屋敷の各地区です。

最も人口が増加している地区は、奏の杜地区で、平成25(2013)年のまちびらきからの7年間で、約8,000人の増となっており、次いで、東習志野地区が10年前に比べて約4,000人、43.3%の増、谷津地区が約1,600人、12.8%の増と続いています。これらは、いずれも大規模開発による大型集合住宅の建設が影響しています。この他、藤崎、鷺沼・鷺沼台地区は、戸建てを中心とした宅地分譲や、40戸程度の集合住宅が複数建設されたこと等により、本大久保・花咲・屋敷地区は、大規模から中規模の集合住宅建設や、まとまった宅地分譲などの開発が影響しています。

一方、減少している主な地区は、袖ヶ浦西、秋津・茜浜、実花、向山地区で、10年間で9.3%から5.5%の減少となっており、最も減少率が大きい地区は、袖ヶ浦西地区となっています。

減少の要因は主に2点であり、1点目は、国家公務員宿舎などの廃止により、跡地の利活用が現時点で未実施、若しくは保育所や介護老人施設となったことによる人口減であり、実花、向山地区が該当します。2点目は、集合住宅が多く、かつ高齢化率も高い地域においては、世帯員の減少により、人口減となっていると推察するものであり、袖ヶ浦西、秋津・茜浜地区が該当します。

コミュニティ別人口の推移 (単位：人)



※奏の杜地区はコミュニティ別では谷津地区に含まれますが、開発による急激な人口増加がみられるため、分けて表示、分析をしています。

(2) 将来推計 ～少子超高齢社会の進展とその先の人口減少～

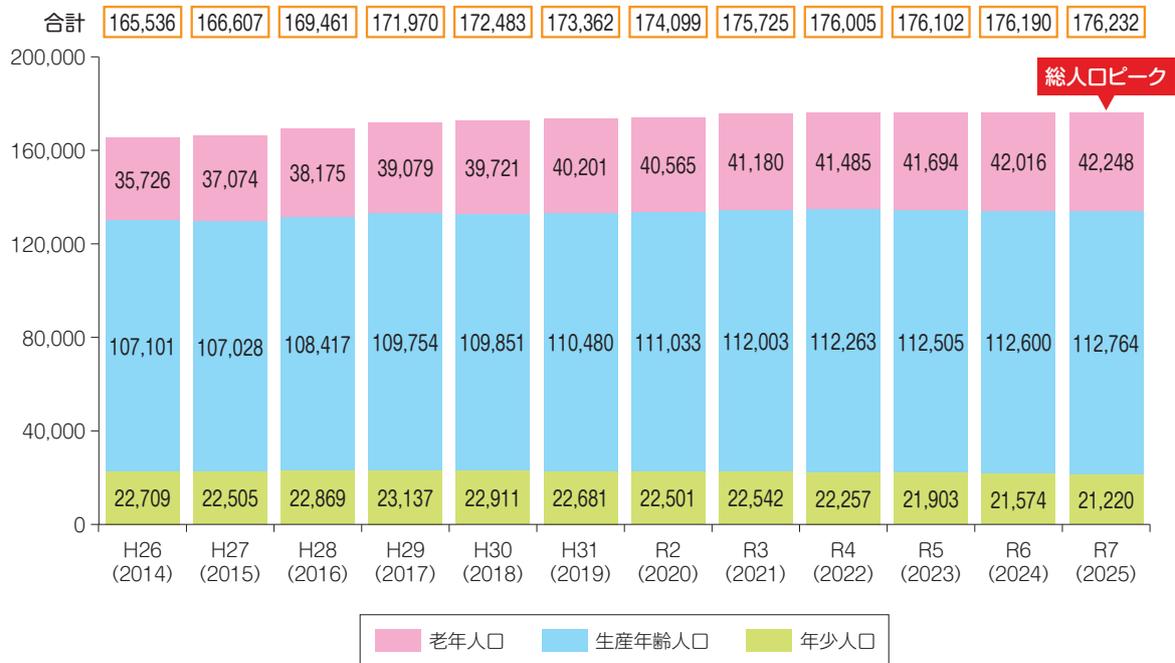
1) 将来推計の総論

令和元年度の人口推計において、本市の総人口は、現在の基本構想計画期間最終年である令和7(2025)年の176,232人をピークとして増加していきますが、その後は、緩やかな人口減少が始まる見込みです。

また、人口構成を見れば、年少人口は平成26(2014)年の13.7%から、令和7(2025)年には1.7ポイント減の12.0%となり、生産年齢人口は64.7%から、実数は増加するものの0.7ポイント減の64.0%となります。一方で、老年人口は21.6%から、2.4ポイント増の24.0%となっており、少子高齢化がさらに進んでいく見込みです。

引き続き、少子高齢化が進行することによる老年人口の増加、特に後期高齢者の急増は、社会保障費の増加などを生じ、行財政運営の大きな課題となります。さらに、次期基本構想の計画期間における人口減少の始まりと生産年齢人口の減少を見据えた対応も求められます。

総人口と人口状況の推移 (単位：人)



※小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※基準日は各年4月1日

資料：習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年6月)

年齢区分別人口の推移 (単位：人)



※基準日は各年4月1日

※小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

資料：習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年6月)

基本構想最終年(令和7(2025)年4月1日)の本市の人口推計状況 (単位：人)

区 分		総数	男性	女性	
推計人口	総人口	176,232	86,906	89,326	
	老年人口 (65歳以上)	後期高齢者(75歳以上)	25,236	10,160	15,076
		前期高齢者(65～74歳)	17,012	8,214	8,798
		高齢者総数	42,248	18,374	23,874
	生産年齢人口(15～64歳)	112,764	57,781	54,983	
年少人口(0～14歳)	21,220	10,751	10,469		

※男女別内訳については、按分により算出

資料：習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年6月)

2) 団塊の世代の移行による後期高齢者の急増

老年人口は、計画期間終了時の令和7(2025)年度には42,248人と、平成31(2019)年3月末対比で約2千人、5.1ポイント増、人口全体に占める割合は、24.0%に至ると予測しています。

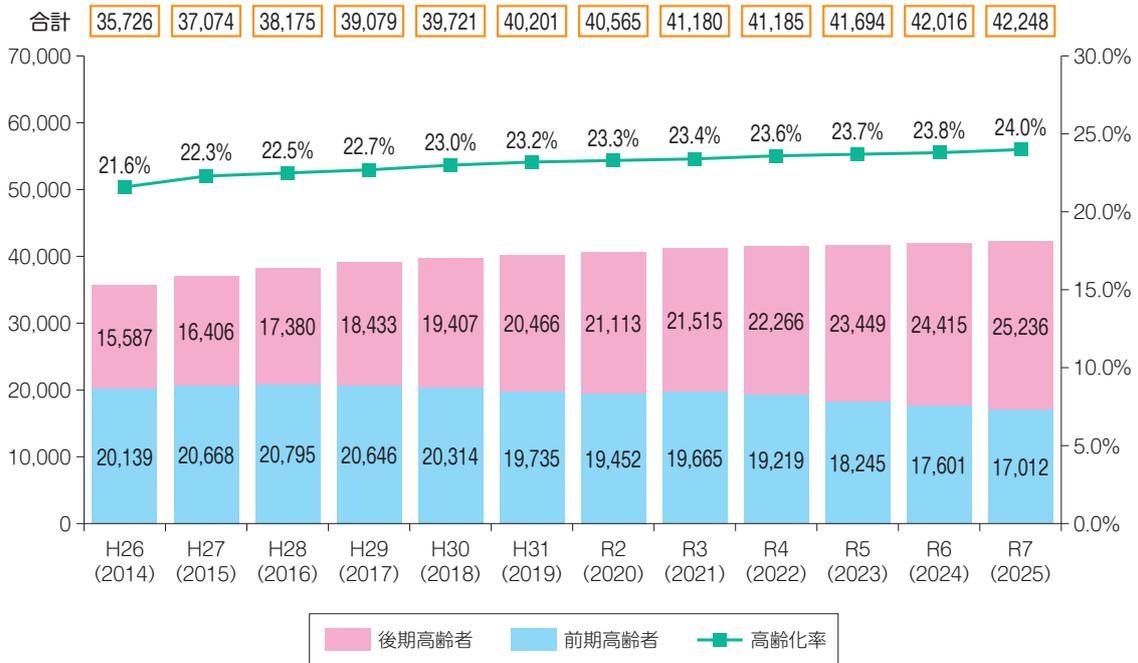
超高齢社会の進展により、老年人口が増加し続けていく中、平成31(2019)年には、後期高齢者人口(75歳以上)が前期高齢者人口(65～74歳未満)を上回っており、さらに、後期基本計画の計画期間内においては、いわゆる“団塊の世代”^{※4}の市民が、令和4(2022)年から令和6(2024)年にかけて、75歳以上となり、後期高齢者層に移行します。

後期高齢者人口は、令和7(2025)年度には25,236人となり、平成31(2019)年3月末対比で約4,800人増と、23.3ポイント急増し、人口全体に占める割合も14.3%にのぼると予想しています。

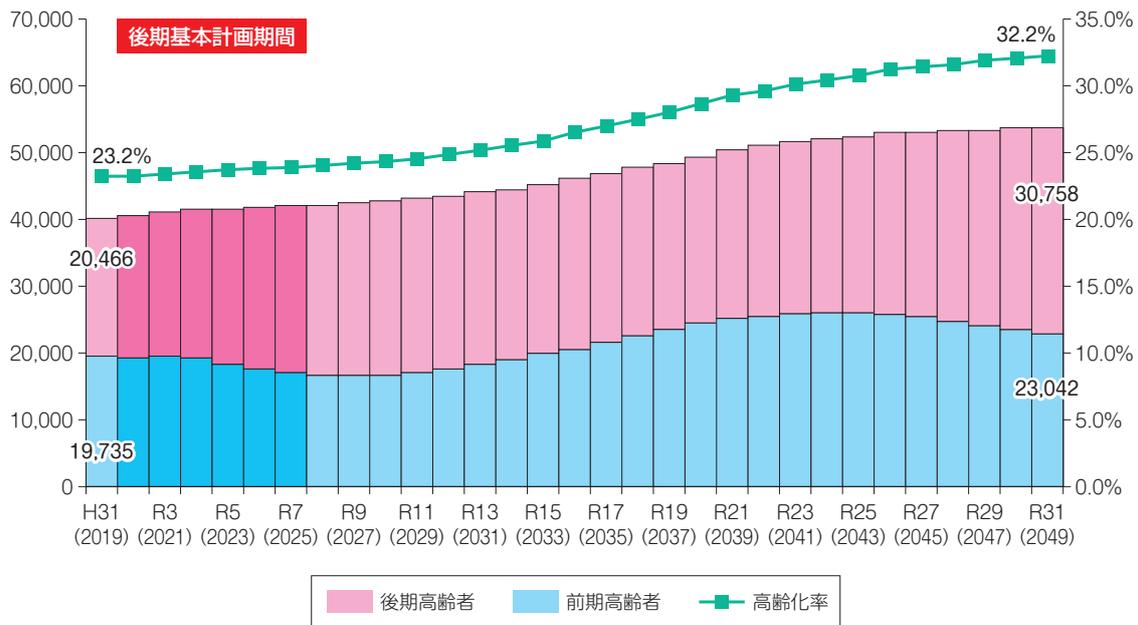
※4 団塊の世代 一般的に、昭和24(1949)～昭和26(1951)年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた約680万人を呼ぶ。大きな人口層を形成し、日本経済を先導してきた世代と言われている。

少子高齢化がますます進行することにより、生産年齢人口は減少し、税収が減となる一方で、少子化対策の拡大が必要となるとともに、高齢化に伴う福祉サービスや医療に多額の財源が必要となります。特に、後期高齢者の増大は、医療・介護ニーズを高め、扶助費^{※5}の急伸をもたらします。こうした中で、超高齢社会への対応は、引き続いての強化が必要であり、老後の不安を安心に変えるためのさまざまな取り組み・支援も急務となります。

令和7(2025)年までの高齢者人口動向(単位:人)



高齢者人口の推移(単位:人)



※小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
※基準日は毎年4月1日

資料: 習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年6月)

※5 扶助費 社会保障制度の一環として、児童・高齢者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費。生活保護の費用や児童手当、医療費助成などが該当する。

3) 少子化による生産年齢人口の減少とその先の人口減少のはじまり

計画期間終了時の令和7(2025)年の生産年齢人口は、112,764人、平成31(2019)年3月末対比で、約2,300人、2.1ポイント増、人口全体に占める割合は、64.0%と予測しています。その後、令和9(2027)年には、113,011人に達してピークを迎え、その後、減少に転ずる見込みです。

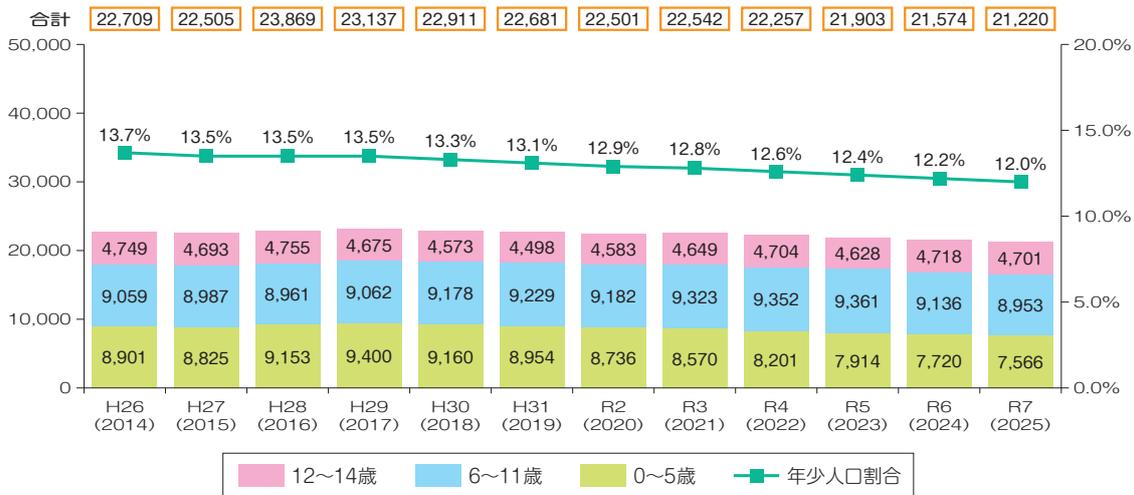
年少人口は、令和7(2025)年には21,220人、平成31(2019)年3月末対比で、約1,500人、6.4ポイント減、人口全体に占める割合は、12.0%と予測しており、令和2(2020)年以降、一貫して減少する見込みです。

中長期的に見ると、少子化は生産年齢人口の減少につながっていくため、税負担能力の低下、引いては、自主財源比率の低下につながる可能性があり、さらには、消費の減退、地域経済の衰退に結びつき、法人税の担税力の縮小へとつながることが予測されます。加えて、本市の総人口は、今後、令和7(2025)年をピークとして、その後は緩やかに人口減少に向かうと見込まれます。

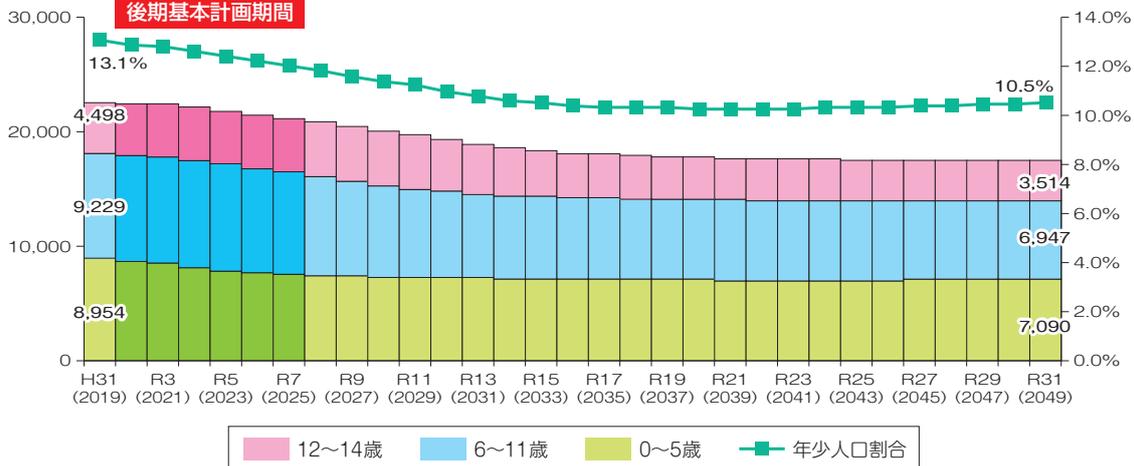
このような人口推計を踏まえれば、少子化、その先の人口減少への対応として、子育て環境・支援策を充実させるとともに、教育環境の再整備・更なる充実を図り、安心して産み育てられ、未来をひらく教育を受けることができるまちづくりへの取り組みが、引き続き、一層重要となります。

さらに、社会保障を支える生産年齢人口層を維持・増加させていくための、魅力あるくらしができるまち、また、市内に大学が立地・隣接する特性を生かして学生が卒業後も住み続けるまち、あるいは、将来にわたり住みたいまちとなる等、選ばれるまちとなることを目指さねばなりません。

令和7(2025)年までの年少者人口動向(単位:人)



年少者人口の推移(単位:人)



※小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※基準日は各年4月1日

資料: 習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年6月)

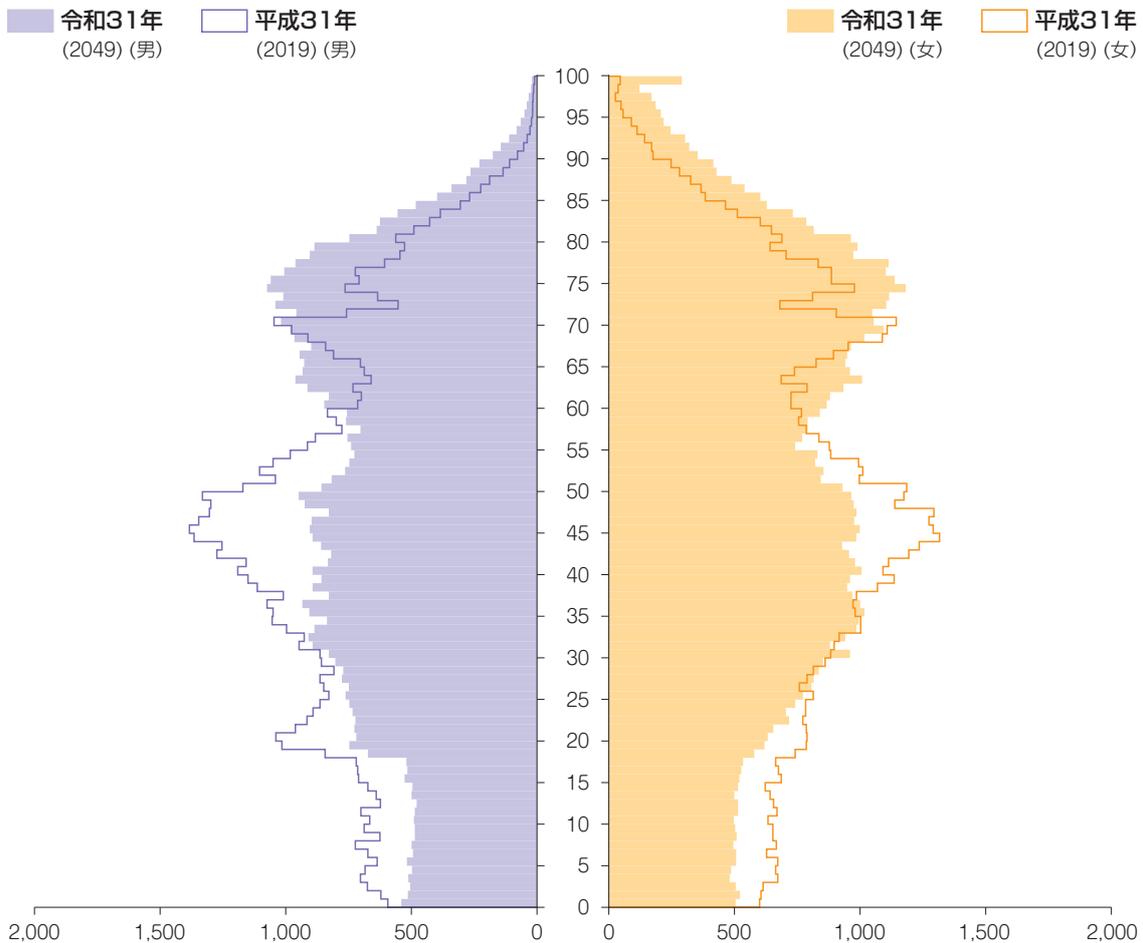
4) 長期的な将来のすがた ～人口規模の縮小と団塊ジュニア世代の後期高齢者層への移行

現在の基本構想計画期間最終年である令和7(2025)年以降を見据えると、老年人口は、一貫して増加を続け、令和21(2039)年度には5万人を超え、令和31(2049)年度には、53,800人に達すると予測しています。平成31(2019)年3月末対比では、約1万3千600人増、33.8ポイント増加し、人口全体に占める割合は、32.2%に及ぶと予測しています。

後期高齢者人口は、令和10(2028)年には、約2万6千人に達し、人口全体に占める割合は14.9%となり、その後は微減傾向となりますが、令和20(2038)年には、再び上昇に転じると予測しています。2040年代半ば以降は、“団塊ジュニア世代”^{※6}が後期高齢者層に入ることもあり、令和31(2049)年度には、約3万8000人に達し、平成31(2019)年対比で約1万3000人、50.3ポイントの増、人口全体に占める割合も、令和31(2049)年からは、18%台に及ぶと予測しています。

後期基本計画策定においては、長期的な将来の姿も捉えた上で、持続可能な行財政運営を見据える必要があります。

総人口の変化推移 (単位：人)



資料：習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年6月)

※6 団塊ジュニア世代 昭和46(1971)～昭和49(1974)年に出生した世代を指す。大きな人口層である団塊の世代のおおむね子どもにあたる世代であり、本市においても最大の人口層となっている。

Ⅱ-3 財政概況

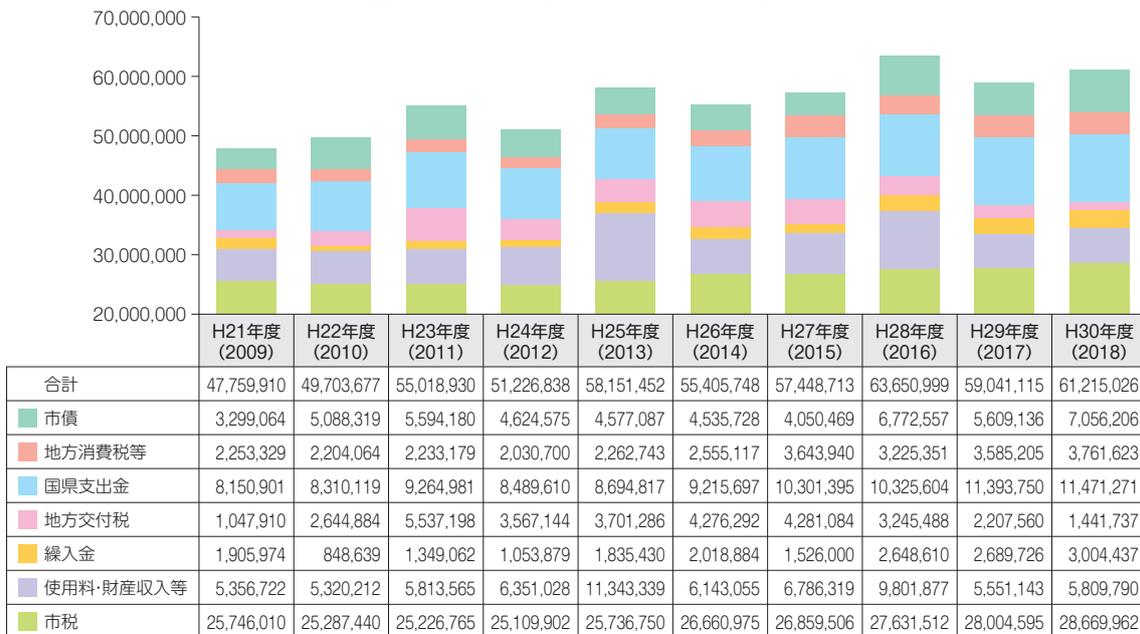
(1) 歳入状況の推移

過去10年間の本市の歳入状況の推移をみると、市税は平成20(2008)年秋の世界的経済情勢の悪化により、平成21(2009)年度から減少傾向に転じ、平成25(2013)年度からは再び増加に転じました。平成30(2018)年度は、景気回復および転入による居住者増加に伴う納税義務者数増加などによる市民税の増、評価替えに伴う地価の上昇や既存事業者による償却資産^{※7}の設備投資の増加による固定資産税の増などにより、平成29(2017)年度と比較して、約6億7千万円の増額となりました。

地方消費税などが平成27(2015)年度に大幅に増加したのは、消費税の税率改定影響額が通年ベースで収入されたことにより、地方消費税交付金^{※8}が増加したことによるものです。国県支出金が平成27(2015)年度に増加したのは、地域における消費喚起などを目的とした地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が設けられたこと等により増加しました。平成29(2017)年度は、待機児童対策に係る保育所等整備交付金や臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業費補助金などにより増加しました。平成30(2018)年度は、給食センター建替事業交付金や千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金などにより増加しました。

地方交付税は、平成23(2011)年度に震災復興特別交付税^{※9}が創設され、大幅に増加しましたが、平成30(2018)年度は、新庁舎建設工事や災害復旧事業の終息に伴い、震災復興特別交付税は減となりました。また近年は、市税収入が増加しているため、基準財政需要額^{※10}に対する財源不足額が減少し、その結果、普通交付税も減少傾向になっています。使用料・財産収入などが平成25年度、平成28(2016)年度に大幅に増加したのは、それぞれ仲よし幼稚園跡地、第二斎場用地の売却による不動産売却収入の増によるものです。

過去10年間の歳入決算推移(千円)



資料：平成30年度普通会計決算状況

- ※7 償却資産 事業のために使用する物で、かつ、土地や家屋以外で構築物、機械や器具、船舶や航空機、工具などの資産のことを指す。これらには固定資産税の一種である「償却資産税」がかかる。減価償却が済んだ償却資産も申告・課税の対象となる。
- ※8 地方消費税交付金 地方消費税として課税される県民税の一部が、人口の割合などに応じて県から市に交付される交付金。
- ※9 震災復興特別交付税 東日本大震災による被災団体などに対して、災害復旧事業の地方負担分や市税の減収分などについて補てんするために、国の平成23(2011)年度第3次補正予算において創設された交付税。
- ※10 基準財政需要額 普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源(行政経費に充てられる財源のうち国庫補助金や使用料などの特定財源を除いた財源)の額。

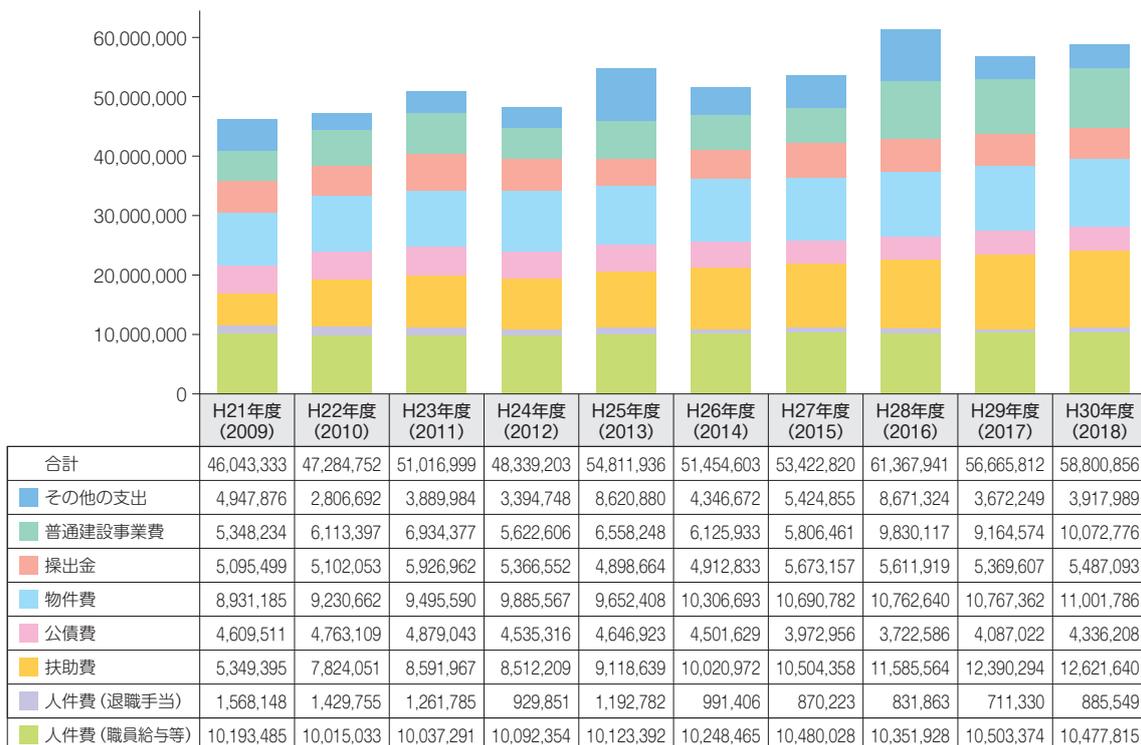
(2) 歳出状況の推移

過去10年間の歳出状況の推移をみると、人件費（退職手当と職員給与などの合計）は、ほぼ横ばいの推移となっています。

扶助費は年々増加しています。平成30（2018）年度は、待機児童対策により民間認可保育所などが増加したことから、民間認可保育所運営費助成事業、小規模保育事業運営費助成事業などが増加しました。また、障がい者支援として障害者総合支援法に基づく給付事業、児童福祉法に基づく給付事業が利用者数の増により増加しました。物件費^{*11}は業務の外部化、民間委託化による委託料の増などにより年々増加しています。平成30（2018）年度は、新給食センターの開業準備に係る委託業務などにより増加となりました。普通建設事業は、その年に行う工事などによって大きな増減がありますが、近年、公共施設再生の取り組みにより増加傾向にあります。平成30（2018）年度は、新庁舎建設工事が完了した一方、給食センター建替事業、大久保地区公共施設再生事業、（仮称）大久保こども園整備事業などにより全体としては増加となりました。

その他の支出も年度によって増減が大きくなっています。平成21（2009）年度は定額給付金の取り組みによるもの、平成25（2013）年度、平成28（2016）年度は、それぞれ仲よし幼稚園跡地、第二斎場用地の売却による不動産売払収入を公共施設等再生整備基金などに積み立てた特殊要因により増加しています。

過去10年間の歳出決算推移（千円）

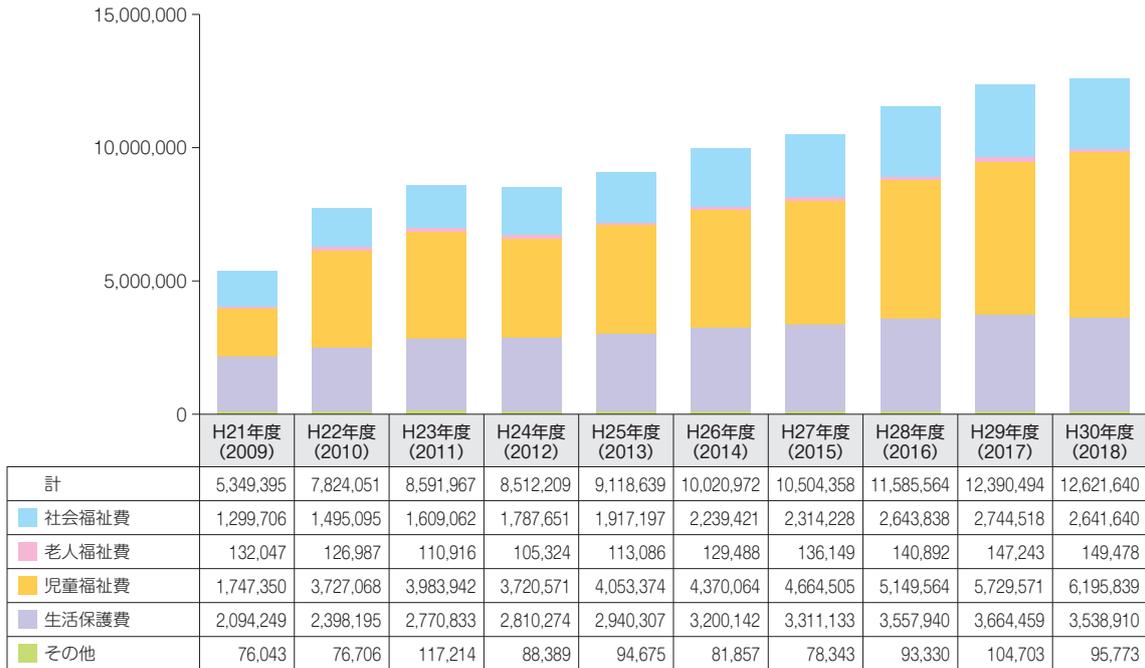


資料：平成30年度普通会計決算状況

※11 物件費 旅費、消耗品費、委託料など、他の性質に属さない消費的な経費。

義務的経費^{※12}の中で増加が著しいのが扶助費です。生活保護費は年々増加していましたが、平成30(2018)年度は被保護者数の減により減少に転じました。児童福祉費は、平成22(2010)年度に子ども手当の創設により、大幅に増加しました。また近年、待機児童対策として受け皿となる施設の整備を進めているため、民間認可保育所などへの運営費助成が大幅に増加しています。社会福祉費も国の経済対策による臨時福祉給付金などの給付や障害者総合支援法に基づく給付事業の増加などにより、増加傾向が続いています。

過去10年間の扶助費の推移(千円)



資料：平成30年度普通会計決算状況

※12 義務的経費 人件費、扶助費、公債費。支出が義務的で任意に削減することができない経費。

Ⅲ

まちづくりについての「市民の声」

Ⅲ-1 市民意識調査・大学生意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、市民および大学生の生活の現状、行政に対する要望、意識などを的確に把握・分析し、その結果を今後のまちづくりに反映させるとともに、「習志野市後期基本計画」の策定に向けた基礎資料を作成することを目的として実施しました。

◆調査方法

市民意識調査 調査期間：平成30(2018)年10月29日～11月12日(15日間)

- ・調査票は郵送送付、郵送回収ならびにインターネット回答を可能としました。
- ・送付先は、住民基本台帳からの無作為抽出により選出しました。

大学生意識調査 調査期間：平成30(2018)年11月～12月

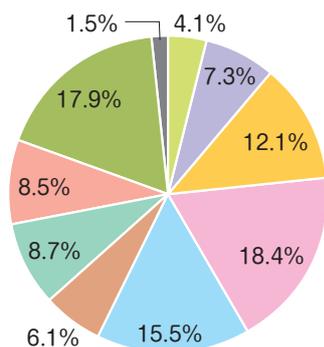
- ・各大学(東邦大学、千葉工業大学、日本大学生産工学部)を通じて調査票(各大学500票)の配布、回収を行いました。

◆回収状況

調査名		配布数	回答者	回収数		回収率	前回(H27)
1	市民意識調査 (郵送回収分)	5,000票	市内 在住者	2,224票	2,489票	49.8%	38.5%
2	市民意識調査 (インターネット回収分)		市内 在住者	265票			
3	大学生意識調査	1,500票	在学生	959票		63.9%	84.2%

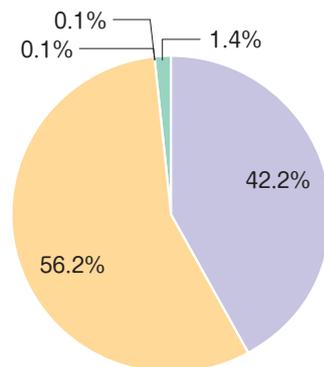
◆市民意識調査回答者の基本属性分布

年齢別構成



15~19歳 20~29歳 30~39歳 40~49歳 50~59歳
60~64歳 65~69歳 70~74歳 75歳以上 無回答

性別構成



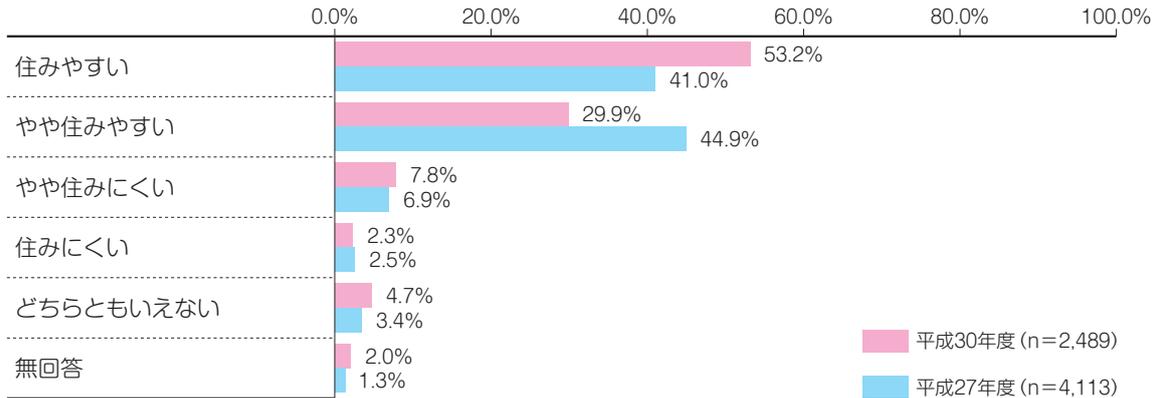
男性 わからない 男性女性以外の性
女性 無回答

(2) 市民意識調査結果の概要

1) 住みよさと定住意向について

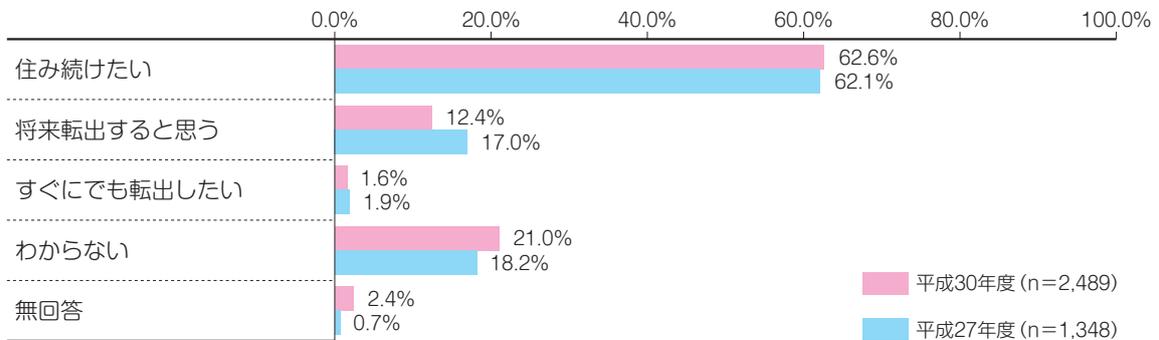
あなたが現在お住まいの場所は、住みやすいと感じますか。(1つだけに○)

前回調査と比較すると、「住みやすい」が12.2ポイント増加した一方、「やや(前回まあ)住みやすい」が15ポイント減少しています。



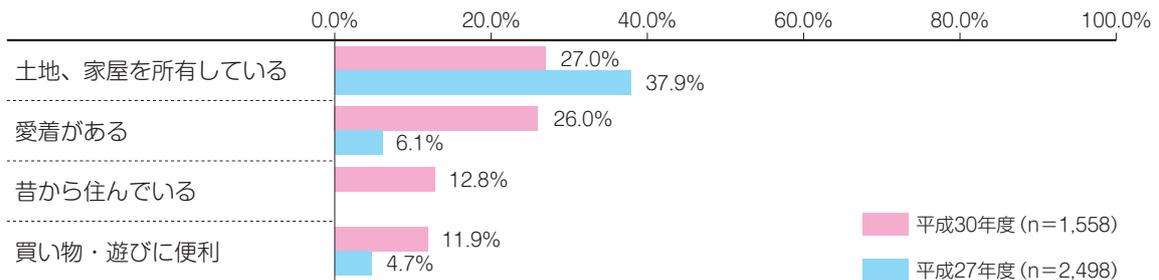
あなたは、今後も現在お住まいの場所に住み続けたいと思いますか。(1つだけに○)

「住み続けたい」が最も多く62.6%、次いで「わからない」が21.0%、「将来転出すると思う」が12.4%となっています。



住み続けたいと思う理由は何ですか。(1つだけに○) ※上位4位まで

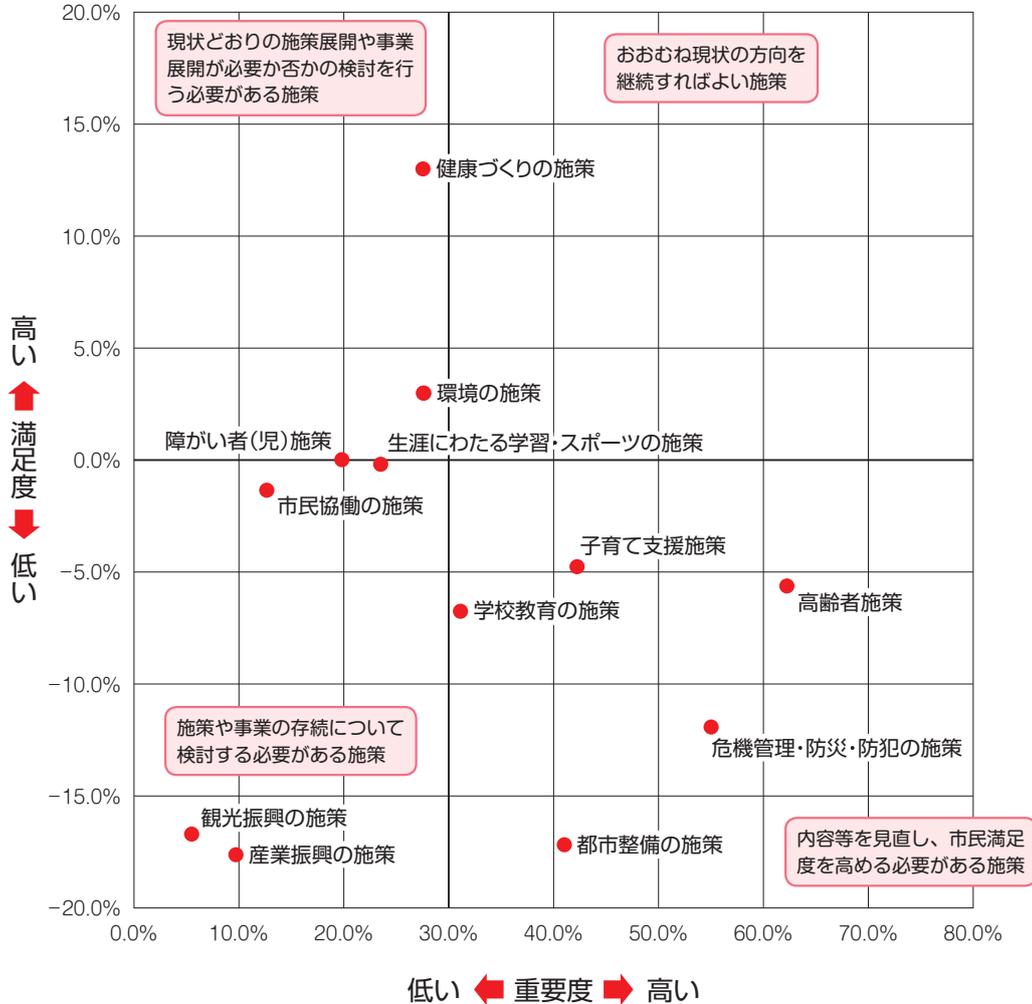
前回調査と比較すると、「愛着がある」が19.9ポイントと大きく増加しています。



2) 施策の重要度と満足度

施策に対する重要度と満足度についての問いに対する結果を散布図で示しました。
このことから、各施策の課題解決の方向性を確認しました。

◆ 全体



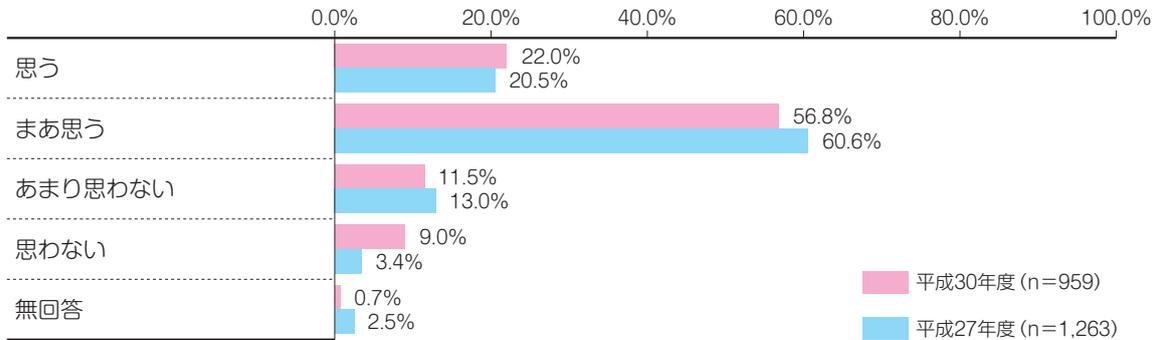
【満足度:低 重要度:高】 ※内容を見直し、市民満足度を高める必要がある施策

重要度は高いものの満足度が低い施策は、「高齢者施策」「危機管理・防災・防犯の施策」「子育て支援施策」「都市整備の施策」「学校教育の施策」の5分野となります。

(3) 大学生意識調査結果の概要

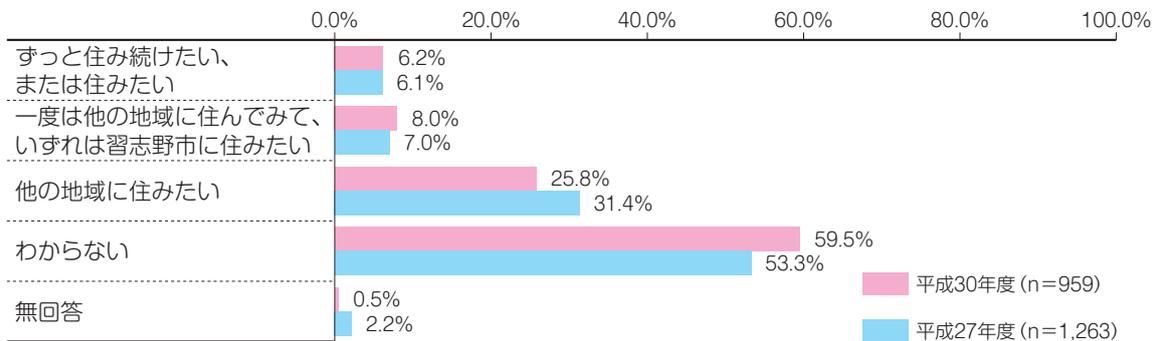
習志野市は大学生を送るうえで、過ごしやすいまちだと思いますか。(1つだけに○)

習志野市は大学生を送るうえで、過ごしやすいまちだと思う人(「思う」+「まあ思う」)は78.8%となっています。



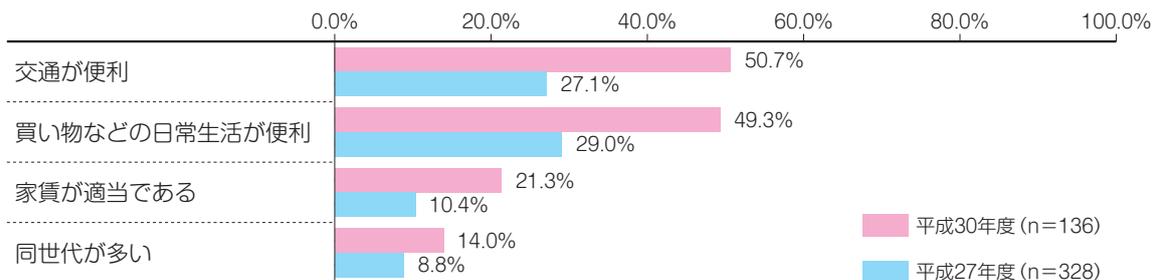
習志野市に住みたい・住み続けたいと思いますか。(1つだけに○)

「ずっと住み続けたい」が6.2%、「一度は他の地域に住んでみて、いずれは習志野市に住みたい」が8.0%、「他の地域に住みたい」が25.8%となっています。



習志野市に住み続けたい理由(上位4位)

「交通が便利」が50.7%と最も高く、次いで「買い物などの日常生活が便利」49.3%、「家賃が適当である」が、21.3%となっています。



Ⅲ-2 市民意見交換会の概要

各地域の市民から「習志野市らしさ」や「より豊かな」まちを継承していく上で必要なこと等、計画策定に向けた意見を直接伺い、展開していく施策などに反映することを目的に実施しました。

■ テーマ

習志野市の未来をみんなで考えてみませんか
～後期基本計画策定に向けた市民意見交換会～

■ 日時・会場

第1回：令和元（2019）年6月1日（土） 午前9時30分～11時50分 実籾CH3、4
第2回：令和元（2019）年6月9日（日） 午後1時30分～4時 市庁舎GF会議室

■ ファシリテーター（全体進行役）

習志野市公有資産活用まちづくりアドバイザー 菊池広人氏
（東北学院大学地域共生推進機構特任准教授、NPO法人 いわてNPO-NETサポート事務局長）

■ 参加者

合計23人（第1回 11人、第2回 12人） ※うち、無作為抽出対象者：12人

■ 意見交換会の流れ

◇ セッション1

- ・ 行政およびファシリテーターから、後期基本計画の策定に向けた背景などを概説
- ・ グループごとの話し合いの前提として、市担当者が資料に基づき、施策を説明
- ・ 施策に関するグループ内での話し合い、意見交換
- ・ 担当者からの説明を聞いた上で、グループの各個人がその施策に対する点数をつけ、その理由について意見交換
- ・ 各テーマについて、これまでの情報提供や上記の話し合いを受けて、習志野市の未来に向けて、「A」か「B」の2案（前提：どちらも正しいが選択が必要）を選択し、グループ内で意見交換

◇ セッション2

- ・ 「習志野らしさ」や「習志野らしさを生かしつつ、自分らしく暮らすために、やってみたいこと、楽しみたいこと、関わりたいこと」等について“子育て”、“高齢者”、“環境”（以上第1回）、“教育”、“都市整備”、“危機管理・防災・防犯”（以上第2回）をキーワードに自由に話し合い、意見交換



当日の主な意見から

◇セッション1

テーマ 「公共施設再生」「行政の情報発信」「ごみの受益者負担」

- ・ 廃止される施設の利用者や周辺住民に対する配慮も必要であり、移動手段の検討や、人口増加策、民間との連携などの対策をしっかりとしないといけないが、その点が不足しているのではないか。
- ・ 人口減少が進む中で、公共施設の総量を減らすことはやむを得ないとも思う。
- ・ 『減らす』というより『効率的な都市経営の実現』や『無駄をなくしていく、そのために民間ノウハウを活用する』という結果が施設の削減なのではないか。
- ・ 受益者負担もある程度必要。何もかも無料は、ちょっといかがなものか。タダなら使おう、がないとは言えない。少くとも負担しても。
- ・ このこと（公共施設再生）を理解してもらうための行政からの情報発信がまだまだ足りない。
- ・ 情報をどうすれば受け取れるのか。でも、私たち自身も聞きにいけない面がある。
- ・ もっと市民、巻き込んでいいと思います。広報活動大事
- ・ 減少幅が少なくなっているとはいえ、ごみの量は減少しているのだから（受益者負担は）不要。
- ・ （ごみの）減量のための分別など、個人のマナーに頼るのは限界がある。最終処分を他の町にお願いしていること等を考えても、受益者負担はやむを得ない。
- ・ 受益者負担の前にもっと啓発努力が必要。まだまだ足りない。



◇セッション2：習志野市らしさについて 大切にすべきこと、残すべきこと

テーマ 子育て、高齢者、環境、教育、都市整備、危機管理・防災・防犯

子ども・子育て

音楽のまち、ならしの 好きでもキライでも教育ではなく、そこにあるものとして
音楽 → ツキ抜けてほしい 音楽の取り組み 音楽教育 音楽(心が豊か)
公立らしからぬ教育への投資(音楽、スポーツ) スポーツクラブ
素朴な子ども多い → らしさ 子どもたちが自由に大きくなること
自然との関わり 外でのあそび 自由に安全にあそぶことができる 地域子ども会
食を通じた地域と歴史の理解(あやほまれ、ならしのソーセージとか)
親の後ろ姿 “つ”のつく年齢までに(1つ~9つ)“もったいない”、“ありがとう”を教える

高齢者 ゆたかに年齢を重ねる

尊厳 今まで習志野を引っ張ってきた方が、安全で安心できるまち
高齢者に対して種々を考えて下さる
サークル活動/地域のつながり 生涯学習、活動 町内会への積極的参加
受身になる高齢でなく貢献できる高齢 経験を活かした活躍
自分の足で行きたい所に行かれる(交通) 健康教育 てんとうむし体操
市からの放送(迷子)

環境(生活・自然)

ほどよさ ちょうどいい感じをたもって
谷津干潟(自然、生きもの、なりたち とか)
自然環境、安全、防犯 自然を残す 町全体が自然であることを残したい
ハミングロード 春の桜が見られる 大きめの公園
市で花の種、苗を配布しているのは大変良いこと
家庭農園(本格的な) 住む近くに畑もある 畑など自然環境
川が無い、林が無い、森が無い 習志野 与えられるものではない 皆で創り上げていくもの
資源(ガス、水道) 習志野独自のブランド 水、ソーセージ等 ソーセージおいしい…
交通の便 電車の便 買い物しやすい(千葉市が多いけど)
町内会が元気(しらかば町会) 学生が多い 公共サービスを平等に

教育

教育の質・レベル 子どもたちが元気な所なので小中学校は残してほしい。
多様性の教育、自分ごと化identity communication 住んでるまちNatureについて考える
音楽の街、文教都市 質、レベル、スポーツ、干潟、etc. スポーツ、音楽はなんてステキなの。
文武両道、リサイクル 習志野文化ホール残してほしい。
スポ少-体力低下が心配。音楽-No.1でなくていい。皆が経験できることが大事。
歴史的なもの(谷津干潟、貝塚…)歴史史跡、干潟や貝塚などへの課外授業、歴史のある史跡、
公民館、図書館 文教都市だという触れ込みの割には図書館がいまいちではないかと思った。
学生が勉強できるような大きな図書館があってほしい。ギャンブル施設が少ないのもよい。
習志野の歴史 名前の由来「習志野」のブランドを大事にしたい。 大学、有名な人
学校の中に保育園があること

都市整備

公園・遊歩道・マラソン道路はそのまま維持してほしい。公園・交通が便利なこと
まちのかたち 公共施設 景観、広い公園、緑、人とのつながり 谷津干潟残してほしい。

コミュニティバスの運行、クリーンセンター、リサイクルプラザ 藤崎付近の道路が危ない

JR津田沼の商業施設だけは衰退してほしくない。(京成付近は衰退している)

複合化施設、コンパクトでもいい。効率よく動ける。

自然がたくさんあるので四季折々楽しめるのが嬉しい。旧鴫田家もいいです。旧住宅とかの保存にも
習志野の良さを感じる。住民の便利さもあると思う。自然・便利・環境など 歴史

どことも合併しないでほしい。千葉市習志野区は×。

危機管理・防災・防犯

防犯パトロール、子供の安全・自己防衛方法 通学路の見守りとかもよくやったださるので、安心して
います。市内でも地域差あると思うが、安全・安心への意識は高いと思う。事件がない

行方不明者のマイク放送は続けてほしい。帰宅放送を知らせること

自助・共助・公助の推進、人が街にかかわる事(町会やボランティアetc.)

3世代communicationの形態 どの世代の人ともつながれる。

安全・安心 まちの防災活動 やさしい人が育つ事 災害対策

埋立地→地震など→液状化対策

参加した感想・発見したこと

- ・習志野はみんな、ちょうどいいと思っている
- ・これからは公共+差別化+ビジネス視点で
- ・習志野市でもお金のかかることがたくさんあることを再認識しましたが、将来の子や孫のためにも、それこそ、安全・安心な生活が送れたらと思います
- ・それぞれの世代と環境で、習志野市に対する思いはちがう
- ・色々な人のやりたいことを満足するのは大変だと感じました
- ・小さい習志野 コンパクトにぎゅっとつめこめ!!
- ・子供たちの“ふるさと”になる場所、子供たちが大好きなふるさとになってほしい
- ・住みやすいと市民は思っている。今があるので、「面白いね」が生まれる事を期待します。
- ・面白い事や笑顔には人が集まると思います
- ・多くの人に知られ、満足度の高い市になってほしい
- ・愛着と人口増加をどうつなげるかが、一つのカギになると思う
- ・習志野市に住みたいと思わせるものをつくるのが重要だと思う



IV

前期基本計画およびまち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題

IV-1 前期基本計画の実績と課題

(1) 事業実施状況

前期基本計画の具体的事業を示す前期第1次実施計画では、221事業、前期第2次実施計画では、211事業に取り組みました。平成30(2018)年度の各事業の進捗状況は、「事業が完了」が90.9%、「事業を実施中」が6.1%、「事業の着手段階にある」が0.5%、「事業の検討段階にある」が2.0%となっており、約9割が事業を完了しました。

前期第2次実施計画の事業実施状況(平成30(2018)年度) 重点プロジェクトを除く

	事業数	事業が完了	事業が実施過程	事業が着手状態	事業が検討段階	未着手又は廃止	進捗率
第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」	50	48	1	0	1	0	98.0%
第2章 安全・安心「快適なまち」	63	49	11	0	3	0	92.1%
第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	84	82	0	1	0	1	98.2%
計	197	179	12	1	4	1	96.2%

(2) 指標の達成状況

前期第1次実施計画では、32の施策に対し、33の指標を設定し、施策の達成状況の確認を行いました。前期第2次実施計画では、前期第1次実施計画における課題を踏まえ、20の指標の見直しを行い、39の指標を設定しました。

前期第2次実施計画における指標の達成状況は、「目標値を達成した」が15、「目標値は未達成だが進捗」が14、「基準値を下回った」が8つ、「実績値を測れなかった」が2つとなっており、約4割弱が目標値を達成しました。「目標値は未達成だが進捗」を合わせると、約7割の施策が進捗した結果となりました。

前期第2次実施計画の指標の達成状況(平成30(2018)年度)

	目標値を達成	目標値は未達成だが進捗	基準値を下回った	実績値を測れなかった	計
第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」	2	2	2	2	8
第2章 安全・安心「快適なまち」	9	5	6	0	20
第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	4	7	0	0	11
計	15	14	8	2	39

(3) 主な実績

基本構想・前期基本計画および実施計画の展開における主な実績は、以下のとおりです。

第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

習志野版ネウボラ^{※13}の構築、習志野健康マイレージ開始、こども健康大学の実施、小中学校へのフッ化物洗口事業の導入、産後ケア・産後サポート事業の実施、光り輝く高齢者未来計画2015および同2018の策定、特別養護老人ホーム整備(2カ所)、受動喫煙防止の取り組み、傾聴ボランティア養成講座、シニアサポーター養成講座の実施、習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想・特定事業計画の策定、「(通称)習志野市心が通うまちづくり条例」の制定、第4期習志野市障がい者基本計画の策定、障がい者グループホーム整備、生活保護支援対策事業の実施、生活困窮者自立支援事業の実施、国民健康保険データヘルス計画策定、人・農地プラン策定、産業振興計画の策定、ふるさとハローワークの移転(サンロード津田沼内)など。

第2章 安全・安心「快適なまち」

防災行政無線のデジタル化、中央消防署谷津奏の杜出張所の建設、消防本部庁舎建設に向けた取り組み、普通救命講習受講率日本一を目指す実施計画策定、住宅用火災警報器の設置促進、津田沼地区などの道路照明灯のLED化、自転車走行環境整備計画の策定、スクエアード・ストリート自転車交通安全教育の実施、消費生活相談窓口の強化(開庁日、相談員の増)、市街化調整区域土地利用意向調査の実施、JR津田沼駅周辺地域まちづくり検討方針の策定、住生活基本計画の策定、親元近居住宅取得促進事業の開始、木造住宅の耐震改修費用の補助、東習志野・実籾地域バスの本格運行、習志野市公共下水道ストックマネジメント計画の策定、習志野市公共下水道総合地震対策計画策定、第1給水場の更新、第4給水場建設、地球温暖化対策実行計画の策定、芝園清掃工場延命化対策の実施など。

第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

市立幼稚園・保育所の私立化、民間認可保育所の誘致(18カ所)および運営費の補助、保育定員の確保(1,200人の定員確保)、大久保こども園および新習志野こども園の整備、こどもセンター(鷺沼)のリニューアル、きらっ子ルームやつの委託および運営面積の拡大、子ども医療費助成の拡大、子育て支援コンシェルジュの設置、ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用料半額助成、放課後児童会の児童受入れの拡大および公設民営化の実施(2児童会)、学校司書および教育相談員の増員、小中学校へのタブレット端末の導入、第二中学校体育館全面改築工事完了、谷津小学校全面改築工事着手、学校給食センター開設、市立幼稚園および全小中学校の普通教室へのエアコン整備、小中学校のトイレ改修、視覚障がい者情報ネットワークを活用した録音図書を提供、習志野高等学校グラウンドの人工芝の整備、大久保地区公共施設再生事業による生涯学習複合施設の整備や東部体育館の大規模改修、習志野文化ホールを中心とした「音楽のまち習志野」の名にふさわしい市民の音楽活動の支援、第2次男女共同参画基本計画(改訂版)の策定、女性の生き方相談の相談回数の拡大、性の多様性に関する理解促進の取り組み、姉妹都市提携30周年記念による受け入れおよび派遣、市ホームページのスマートフォン対応構築、戦後70年記念事業の開催など。

※13 習志野版ネウボラ フィンランドにおける妊娠・出産・子育てを継続して支援する仕組み。「ネウボラ」はフィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、妊娠から育児まで、保健師による切れ目ない支援を行う相談所。

重点プロジェクト

第一次経営改革大綱および実行計画の推進（文書管理システムの導入、窓口業務の一部委託実施、申告時の業務委託の拡大、保育所調理業務の民間委託化、公民館への民間活力の導入、市立幼稚園・保育所の私立化、ふるさと納税寄附者への返礼品開始など）、証明書のコンビニ交付導入、施設保全情報システムの導入、公共施設再生計画の推進（市庁舎建設、大久保地区公共施設再生、谷津小学校全面改築工事、第二中学校体育館全面改築工事、学校給食センター開設、袖ヶ浦西・東習志野小学校および第四中学校大規模改修工事、小中学校トイレ改修工事など）、市民協働基本方針に基づく市民協働のまちづくりの推進など。

（４）後期基本計画策定に際しての課題

基本構想・前期基本計画および実施計画の展開を踏まえ、後期基本計画策定に際しては、次の事項を課題として捉えます。（◎は、前期基本計画の進捗において、特に新たな課題として捉えている項目）

第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

- ・ 妊娠期からの切れ目のない支援による子育てに対する負担や不安の軽減と子育て世代の仲間づくり
- ◎地域包括ケアシステム^{※14}の深化・推進
- ◎単身高齢世帯・高齢者のみの世帯の増加への対応
 - ・ 地域の見守り支援体制の強化
- ◎在宅医療・介護連携の推進
- ◎フレイル（虚弱）予防の取り組み
 - ・ 認知症対応
 - ・ 高齢者の就労支援
 - ・ 家族などの介護負担の軽減
 - ・ 介護サービス需要の増大への対応
 - ・ 指定相談事業所が中心となる相談体制の強化とネットワークの構築
 - ・ 差別解消法の理念に伴うサービスの向上と環境整備
- ◎発達支援の充実（民間保育施設の増加に対する巡回相談対応、個別支援計画に基づく早期からの継続的な支援体制の強化）
 - ・ 貧困対策
 - ・ 生産者の高齢化や後継者不足に対する新たな担い手の確保や労働力不足を補う省力化機械などの導入支援
 - ・ 起業・スタートアップ支援

※14 地域包括ケアシステム 高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援サービスの5つを一体化して提供するシステムのこと。

第2章 安全・安心「快適なまち」

- ・ 未結成町会や新たに建設される共同住宅などの自主防災組織設立に向けた支援と働きかけ
- ◎ 高齢者による事故増加に伴う高齢者を対象とした交通安全の取り組みの推進
 - ・ 救急体制の充実に向けた応急手当普及啓発のさらなる推進
 - ・ 若年者への消費者被害の未然防止のための消費者教育の推進
 - ・ 高齢者に対する地域の見守りを含めた消費者トラブルの防止体制の整備
 - ・ 景観計画の策定に向けた景観に対する専門性の向上
- ◎ 鷺沼市街化調整区域における土地区画整理事業実施に向けた支援
 - ・ 非木造住宅、共同住宅、特定建築物の耐震化率向上に向けた支援の検討
 - ・ 鉄道駅およびその周辺地区や主要な生活施設などの利便性の向上（交通アクセスの確保）
- ◎ ガス小売全面自由化に伴う既存顧客の維持と新規顧客拡大への取り組み
 - ・ 環境負荷の低減のため、ごみの減量化や再利用率の向上に向けた施策の検討
 - ・ 谷津干潟保全のためのアオサ対策など、環境省と連携した取り組みの推進
- ◎ JR津田沼駅周辺地域における拠点性の向上

第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

- ◎ 保育所の待機児童解消に向けた取り組み（幼児教育・保育の無償化に伴う保育ニーズの高まりへの対応など）
 - ・ 放課後児童会の待機児童対策（児童会の増設など）
- ◎ 虐待予防・早期発見と対策、防止（子ども家庭総合支援拠点設置のための体制整備など）
 - ・ 市内バランスを考慮した地域子育て支援拠点事業の整備
 - ・ 不登校や学力不振の児童生徒に対する指導援助の充実
 - ・ ICT教育の推進
 - ・ 児童増加対応
- ◎ 文化振興計画の策定
 - ・ スポーツを通じた健康増進
- ◎ 男性向け相談の検討
- ◎ 性の多様性に関する理解促進のための啓発の推進
 - ・ 在住外国人の住みやすさの向上と多文化共生支援の取り組み
 - ・ 「広報習志野」など、市政情報の提供手法の検討
 - ・ 戦争体験者が減少する中での平和の尊さを学ぶ取り組みの継承

Ⅳ-2 まち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題

(1) 数値目標および重要業績評価指標 (KPI) の達成状況

平成27(2015)年10月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、4つの基本目標に対し、12の数値目標、具体的な施策ごとに、151の重要業績評価指標(KPI)を設定し、施策の達成状況を確認しました。

総合戦略の具体的事業である、第2次アクションプランにおける平成30(2018)年度の達成状況は、12の数値目標のうち「目標値を達成」は5つ、「目標値は未達成だが進捗」が1つ、「基準値を下回った」が6つであり、約4割の目標を達成し、「目標値は未達成だが進捗」を加えると、5割が進捗した結果となりました。また、具体的施策に対する151のKPIのうち、「目標値を達成」は55、「目標値は未達成だが進捗」が44、「基準値を下回った」が27、「事業完了」が2となっており、4割弱の目標を達成しました。なお、「目標値は未達成だが進捗」「事業完了」を含めると、6割強が進捗した結果となっています。

第2次アクションプランの達成状況(平成30年度)

		目標値を達成	目標値は未達成だが進捗	基準値を下回った	事業完了	実績値を測れなかった	計
基本目標1	数値目標	1	0	2	0	0	3
	KPI	21	23	13	0	2	59
基本目標2	数値目標	1	0	2	0	0	3
	KPI	12	11	3	2	8	36
基本目標3	数値目標	2	1	0	0	0	3
	KPI	8	6	4	0	1	19
基本目標4	数値目標	1	0	2	0	0	3
	KPI	14	4	7	0	12	37

(2) 主な実績

まち・ひと・しごと創生総合戦略、第1次・第2次アクションプランの主な実績は、以下のとおりです。

基本目標1

安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり

乳幼児専用プレーパークの開設、ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用料半額助成、孫育てハンドブックの作成、産後ケア事業の開始、習志野版ネウボラの取り組み、予防接種スケジュール携帯サイトサービスの開始、子育て支援コンシェルジュの設置、子育て専用サイト「きらっ子ナビ」による情報提供、貸出用授乳テント等の整備・貸出、保育所・こども園・幼稚園の緊急情報一斉メール配信システムの導入、民間認可保育所への賃借料助成、「ほめて伸ばす子育てトレーニング講座」の実施、ワーク・ライフ・バランスに関する協働型プログラム評価事業の実施、いじめ・不登校の未然防止、解消のための組織の設置と関係機関との連携、小中学校のトイレ改修の実施など。

基本目標 2

魅力あるくらしのできる習志野へ”新しいひとの流れ“をつくるまちづくり

大久保地区公共施設再生事業（集約施設民間跡地活用）の取り組み、「広報習志野」の市内大学への配布、市ホームページリニューアル、PR動画「ドレミファナラシド♪」作成とダンス創作、PRポスターの作成と周知、シティセールスコンセプトBOOKの作成、ブランドメッセージおよびブランドロゴマークの作成、PR動画「レッツゴー習志野オフィシャルMV」および習志野高校吹奏楽部DVDの作成、乳幼児専用プレーパークの開設、親元近居住宅取得促進事業の実施、「袖ヶ浦団地」活性化の取り組み、NARASHI-NOTE（ナラシノオト）の作成など。

基本目標 3

しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり

学生と市内企業の雇用促進と就職拡大等に関する協定の締結、合同企業説明会の開催、市内企業販路拡大等支援事業、創業支援等事業計画の策定、産官学プラットフォーム事業の実施、インターネットサイト「習志野グローバルものづくりガイド」による市内企業の情報発信、中小企業診断士などによる市内企業の巡回相談の実施、「ふるさとハローワーク」の設置と周知、「生活支援サービスの担い手養成研修」の開始など。

基本目標 4

未来に対する地域をつくり、支え合い・つながりで安心なくらしを守るまちづくり

UR都市機構と連携した市内大規模団地活性化に向けた情報共有・連携、「袖ヶ浦団地」活性化の取り組み、大久保地区公共施設再生事業、JR津田沼駅周辺地域まちづくり検討、広報まちかど特派員による習志野の魅力発信、「広報習志野」が読めるスマートフォンアプリ「マチイロ」の開始、地域密着型会員制交流サイト「マチマチ」の開始、認知症サポーター養成の取り組み、サービス付き高齢者向け住宅および有料老人ホームの整備、転倒予防体操推進員養成講座の開催および推進員の増、高齢者相談員の増、戦後70年記念事業の実施、近隣市連絡会議出席などによる公共サービス研究など。



(3) 後期基本計画策定に際しての課題

まち・ひと・しごと創生総合戦略、第1次・第2次アクションプランの展開を踏まえ、後期基本計画策定に際しては、次の課題を捉えます。(◎は、第1次、第2次アクションプランの進捗において、特に新たな課題として捉えている項目)

基本目標 1

安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり

- ・ 妊娠・出産・育児における切れ目ない支援
- ・ 予防接種アプリの周知徹底および接種間隔間違いの削減
- ・ 子育て支援に関する情報の充実
- ・ 一時預かりファミリー・サポート・センター(ファミサポる〜む)の充実、強化
- ・ 子どもの発達段階に応じた家庭教育の重要性を学ぶ機会の提供と保護者支援
- ・ 保育所の待機児童解消に向けた取り組み
- ・ 放課後児童会の待機児童対策(児童会の増設など)
- ・ いじめ防止・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの継続
- ・ 市内事業者実態調査を踏まえたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の継続

基本目標 2

魅力あるくらしのできる習志野へ”新しいひとの流れ”をつくるまちづくり

- ・ 市内居住学生が「ずっと住みたい、住み続けたい、いずれはまた習志野市に住みたい」と感じる手法のさらなる研究
- ・ 市への愛着醸成および定住促進に向けた効果的かつ戦略的なシティセールスの推進
- ・ 学生の地域活動への参画促進のための仕組みづくり
- ・ 大学との連携による市民の学習機会の提供
- ・ UR都市機構による「袖ヶ浦団地」活性化の取り組み推進への連携
- ・ 大学や事業者との連携による若い世代の市内定着の取り組み(市内企業説明会など)
- ◎ JR津田沼駅周辺地域の都市再開発方針の策定(拠点性の向上)
- ◎ 鷲沼市街化調整区域における土地区画整理事業実施に向けた支援

基本目標 3

しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり

- ・ 関係機関と広く連携した、無業者や求職者に対する多角的な就労支援
- ・ 市内企業の雇用促進と就職機会の拡大のための習志野商工会議所、3大学との連携強化
- ・ 市内企業の活性化のための「習志野グローバルものづくりガイド」の周知強化
- ・ 「ふるさとハローワークならしの」の周知、利用促進
- ・ 障がい者就労施設発注促進のための取り組みの推進
- ・ 介護人材の育成・確保に向けた市認定ヘルパー養成講座などの開催
- ・ 習志野商工会議所などとの連携による市内での創業支援

基本目標 4

未来に対する地域をつくり、支え合い・つながりで安心な暮らしを守るまちづくり

- ・ 第2次公共建築物再生計画の推進
- ・ 袖ヶ浦・秋津・香澄など高齢化が進む住宅団地などに係る取り組み
- ・ 自主防災組織の重要性の周知、結成の働きかけの推進
- ◎ ひまわり発達相談センターの利用増加に伴う相談および指導体制の整備
- ・ 転倒予防体操推進員や認知症キャラバン・メイト等、介護予防に関わるボランティア育成の推進
- ・ 広報まちかど特派員による習志野市の魅力発信
- ・ 広域連携・交流による観光の推進
- ・ 自治体や官民の枠を超えた連携の検討（専門人材の活用、業務の共同化、公共施設整備を含む都市機能の役割分担などに係る先進自治体の事例研究および近隣自治体との意見交換の実施）



習志野市民ホール

V

まちづくりの課題

V-1 市政を取り巻く社会動向

1 人口減少・少子高齢化

我が国の総人口は、既に減少局面に入っており、平成20(2008)年をピークに減少し始めています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成29(2017)年推計)では、令和22(2040)年頃には、毎年90万人程度減少することが見込まれており、団塊世代(昭和22(1947)年~24(1949)年生まれ)が生まれた頃は、年間260万人以上、団塊ジュニア世代(昭和46(1971)年~49(1974)年生まれ)の頃には200万人以上あった出生数は、平成29(2017)年には、94万人まで減少し、令和22(2040)年には74万人程度になることが見込まれています。また、高齢化は、三大都市圏を中心に急速に進行し、団塊ジュニア世代がすべて高齢者になる令和24(2042)年には、高齢化率は36.1%とピークを迎える見込みとなっています。

そこで、国は、本格的な人口減少と少子高齢化を迎える令和22(2040)年頃の自治体が抱える行政課題を想定し整理した上で、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、「自治体戦略2040構想研究会(総務省)」を平成29(2017)年に立ち上げました。

本研究会では、労働力、中でも若年労働者の絶対量が不足する中、新たな自治体行政の基本的な考え方として、①スマート自治体への転換、②公共私によるくらしの維持、③圏域マネジメントと2層制の柔軟化、④東京圏のプラットフォームの4つを挙げています。

具体的には、自治体間の業務プロセスの共通化やICTの活用を前提とした自治体行政の展開、単なるサービスの提供(サービスプロバイダー)から、公共私相互間の協力関係を構築する自治体(プラットフォームビルダー)への転換、東京圏における自治体間の連携をより進化させ、圏域全体で負担を分かち合い、利害調整を伴う合意形成を構築する仕組みづくり(東京圏のプラットフォーム)等が必要であるとしています。

現在、国では、少子高齢化や人口減少への対応、東京圏への人口の一極集中是正のため、地方創生の取り組みが進められており、本市においても、持続可能な自治体経営を進める上で、大きな課題となっています。

2 地方創生

地方創生は、世界に先駆けて日本が直面する人口減少・少子高齢化という課題について、政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、平成26年(2014)年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、その取り組みが行われることとなりました。

その後、同年11月の「まち・ひと・しごと創生法」の公布後、12月には、令和42(2060)年に1億人程度の人口を維持する等の中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下、「長期ビジョン」)が策定されました。さらに、「長期ビジョン」の下で、5か年の目標や施策の基本的な方向および具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」)を策定しました。

このような経過を背景として、地方創生に関する交付金の創設とともに、都道府県、市町村においては、「まち・ひと・しごと創生法」第9条、第10条により「地方人口ビジョン」ならびに「地方版総合戦略」が策定され、さまざまな施策などが取り組まれています。なお、本市においては、平成27(2015)年10月に「習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。

その後、国は、令和元(2019)年6月21日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定し、同年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。なお、地方においても引き続き、地方創生の充実・強化に向け、現行の「総合戦略」の検証などを踏まえ、次期「総合戦略」を策定するよう求めています。

3 地域共生社会

これまでの国の社会保障制度は、社会のさまざまな変化が生じる過程において、高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに制度の充実が図られてきました。しかし、昨今では、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られる等、「縦割り」で整備された公的支援の下での対応が困難な状況が浮き彫りになっています。

また、高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、地域のつながりの弱まりが懸念されています。高齢化や生涯未婚率の上昇により、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、家庭の機能低下が懸念されるとともに、会社への帰属意識が低下し、職場での人間関係も希薄化する傾向にあり、「つながり」の弱まりを背景に、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が表面化しています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指すものです。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、地方創生推進における施策として、「地域共生社会の実現」を掲げ、その具体的取組として「地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化」などに取り組むこととしています。

4 SDGs (持続可能な開発目標)

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、令和12(2030)年を期限とする17の目標と169のターゲットで構成されたものです。

これまで、国は、経済・社会・環境に関わる新たな価値創出をめざす取り組みとして、環境未来都市構想を推進してきましたが、その取り組みは、SDGsの理念と共通する点が多く、自治体がSDGsを導入し取り組むことは、持続可能な発展をもたらす、ひいては、国全体の地方創生につながるものと捉えられました。この結果、地方創生の推進において、SDGsの主流化を図るという展開に至っています。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、SDGs推進のためには、地方公共団体の取り組みが重要と捉え、具体的取組として、「地方公共団体におけるSDGsの普及促進活動の展開」「地方公共団体による地方創生SDGs達成のためのモデル事例の形成」などが掲げられています。

17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 ソサエティ5.0

ソサエティ1.0(狩猟社会)、ソサエティ2.0(農耕社会)、ソサエティ3.0(工業社会)、ソサエティ4.0(情報社会)に続く、新たな社会を示す言葉です。ソサエティ5.0では、IoT(Internet of Things)ですべての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出します。また、ICT、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボット等の技術で課題が克服されます。

国においては、ソサイエティ5.0実現の加速が掲げられています。

V-2 本市のこれからのまちづくりの課題

今後も引き続き、将来都市像の実現に向けてまちづくりを進めていく上では、前期基本計画およびまち・ひと・しごと創生総合戦略の展開を踏まえつつ、市政を取り巻く社会動向を捉えた上で、次の課題解決に取り組んで行かなくてはなりません。

1 少子超高齢社会の進展とその先の人口減少への対応

令和元年度の人口推計において、本市は、令和7(2025)年に総人口のピークを迎え、その後は人口減少が始まる大きな転換期を迎えようとしています。また、高齢化率は、平成31(2019)年3月現在の23.2%から、令和13(2031)年には25%、令和23(2041)年度には30%を超える見込みで、超高齢社会はますます進展する見込みです。さらに、生産年齢人口は、令和9(2027)年にピークを迎えた後、減少に転じ、年少人口は継続して減少していくため、今後、少子高齢化が一層進んでいくと考えます。

高齢化に伴う必要な対応を図る上では、福祉サービスや医療に多額の財源が必要になり、特に後期高齢者の増大により、医療・介護ニーズが高まることを見込まれます。さらに、少子化対策についても重要度が一層高まることから、これらに係る経費の急速な増加が予測されます。

少子超高齢社会の進展は、その対応に伴う社会保障関係費の増大が見込まれるとともに、生産年齢人口の減少による税収の減少が懸念され、その対応も求められます。

2 公共施設の老朽化と維持管理・更新の投資の増大への対応

本市の公共施設は、建築後30年以上経過している施設が約8割に達し、インフラ・プラント等を含めて老朽化が、顕著になっています。

これらの施設などは、行政サービスとしての便益を与える一方で、その保有には、維持管理費を要し、保有量によってはその負担が過大となります。

さらに、今後も確実に進む老朽化への対応に伴う更新にかかる投資も大きな負担となってまいります。今後も引き続き、公共施設等総合管理計画を着実に進めなければなりません。

3 持続可能な財政運営と公共私への補完

税収の減少や社会保障費の増大、さらに公共施設等の更新投資や維持管理費負担増などを見据え、持続可能な財政運営の確立が不可欠です。

庁内においては、人的資源を効率的・効果的に業務に配分すべく、既存の業務の見直しを図り、住民団体・NPO・企業など多様な主体との連携協力による公共私への補完も見据える必要があります。